

千葉県短期運転資金融資のご案内

(千葉県商工労働部経営支援課)

千葉県では、一時的な資金需要に応えるために、短期運転資金の融資を行なっています。

■ご利用いただける方

1年以上引き続いて同一事業を営む県内の中小企業者又は組合が対象となります。

■融資対象となる業種

下記の業種を営む方以外であれば、申し込みできます。

→ 農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種

■融資条件

融資条件は次のとおりです。

*本融資はすべて千葉県信用保証協会の保証を付することとなっております。

- ・資金用途：運転資金に限る
- ・融資限度額：1 中小企業者 1,200万円以内
1 組合 1,800万円以内（ただし組合転貸の場合は、希望組合員数×1,200万円）
- ・融資利率：年1.5%
- ・融資期間：6か月以内（ただし、一括償還の場合は5か月以内）
- ・返済方法：割賦償還又は一括償還
- ・連帯保証人：金融機関及び信用保証協会の審査によります
- ・保証料率：年2.15%以内で融資ごとに信用保証協会が定めます
なお、有担保の場合など一定の条件を満たす場合については、料率の割引制度の適用があります

*本年度は、すでに借りている短期運転資金を返すための資金も対象となります。

（借り換えを利用できるのは1回のみです。）

■取り扱い金融機関

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、商工組合中央金庫

〔信用金庫〕千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原

〔信用組合〕房総、銚子商工、君津

*破綻金融機関から事業譲渡を受けた、東京スター銀行、東京東信用金庫、横浜商銀信用組合、ハナ信用組合は、破綻金融機関と金融取引があった中小企業者に限り、当分の間融資申込を受付けることができます。

■申込又は制度の詳細について

上記取り扱い金融機関又は本会連携支援部 TEL. 043-242-3277